附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理の特例）

第二条　国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により機構が承継する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分及び時の経過による資産除去債務の調整額については、この省令による改正後の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令（次条において「量子機構財務会計省令」という。）第四条の指定があったものとみなす。

（償却資産に係る会計処理の特例）

第三条　改正法附則第二条第三項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、量子機構財務会計省令第三条第一項の指定があったものとみなす。

○文部科学省令・厚生労働省令第二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　浩

厚生労働大臣　塩崎　恭久

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附　則

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○文部科学省令・原子力規制委員会規則第一号

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）及び国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　浩

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務運営等に関する命令（平成二十四年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令

第一条第一項中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」に改め、同条第二項第一号、同条第四項並びに同条第五項第二号、第三号及び第四号中「研究所」を「機構」に改める。

第一条の二中「研究所に」を「機構に」に、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法」に、「「研究所法」を「「機構法」に、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所の財務及び会計に関する省令」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令」に改める。

第一条の三中「研究所に」を「機構に」に改め、同条第九号中「研究所」を「機構」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「研究所法第十四条第六号」を「機構法第十六条第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「研究所法第十四条第五号」を「機構法第十六条第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「研究所法第十四条第四号」を「機構法第十六条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「研究所法第十四条第三号」を「機構法第十六条第四号」に、「研究所」を「機構」に、「供用」を「共用」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「研究所法第十四条第二号」を「機構法第十六条第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「研究所法第十四条第一号」を「機構法第十六条第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　機構法第十六条第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項

第二条第一項中「研究所は」を「機構は」に改め、「（研究所の最初の事業年度の属する中長期計画については、研究所の成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「研究所は」を「機構は」に、「研究所法第十四条」を「機構法第十六条」に改める。

第三条中「研究所」を「機構」に改める。

第三条の二第一項の表以外の部分中「研究所」を「機構」に改め、同項の表中「研究所」を「機構」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改める。

第三条の三から第六条までの規定中「研究所」を「機構」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（機構の内部組織等に関する経過措置）

第二条　機構に係る国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条において読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（改正法の施行の日前のものに限る。本条及び次条において「原子力機構」という。）の内部組織として主務省令で定めるものは、改正法の施行の日の前日に存していた原子力機構の理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「移行時内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　機構に係る改正法附則第五条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第一号に規定する当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、移行時内部組織が行っていた業務を行うものとして文部科学大臣が定めるものとする。

（機構の管理又は監督の地位に関する経過措置）

第三条　機構についての原子力機構に係る改正法附則第五条において読み替えて適用する通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

（中長期計画の認可申請に係る経過措置）

第四条　この命令の施行の日を含む事業年度を最初の事業年度とする中長期計画に係るこの命令による改正後の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営に関する命令第二条第一項の規定の適用については、「当該中長期計画の最初の事業年度開始三十日までに」とあるのは「平成二十八年四月一日以後最初の中長期目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。